

登録金融機関業務の廃止の公告

当組合は、令和三年一月三十一日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算に關しては、組合が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

令和二年十二月二十八日

北海道岩見沢市二条西一丁目一番地
いわみざわ農業協同組合
代表理事組合長 引頭 一 宏